瑞宝単光章を授けるに当たり、以上八月二十七日、植田洋二、館山隆、廣田義吉、石川行雄、高橋峯男、早川松橋法幸、小石義隆、横山村上由光一、鍋田山口庄一、小川原哲朗、下生征、中石川智裕、星高橋正昭一、上原孝一、池野成夫、清水義雄、恒吉勉雄、安村重英明、美濃部昭彦、長命美蔵、川尾行雄、荒井庄生、窪谷義朗、千葉県警察部、瑞宝双光章を授けるに当たり、以上八月二十四日、阿部百英、菅原克輝、田中昭三、平川鶴田龍蔵、福嶋島明、寺和豊、浩義、光西谷武、鶴武司太、瑞宝中綬章を授けるに当たり、以上八月二十四日、岡本和彌、上禮次郎、川石井克、天野政信、原田此本晴信、原一誠、（筑波大学名誉教授）、堀加賀谷泰治夫、（国立大学法人職員）、瑞宝単光章を授けるに当たり、以上八月二十三日、花尻良一、米倉勲、小野吉伸、槌田鹿井宏史、瑞宝双光章を授けるに当たり、以上八月二十三日、山下政夫、平野松史、三田村弘、佐々木彰、金築和久、齋藤高松武夫、齋藤秀夫、折笠利男、瑞宝中綬章を授けるに当たり、以上八月二十三日、渡邊芳美、瑞宝単光章を授けるに当たり、以上八月二十二日、小村昭治、岩田保一、栗原嘉一、先崎辰夫、瑞宝小綬章を授けるに当たり、以上八月二十二日、瑞宝双光章を授けるに当たり、以上八月二十二日、瑞宝単光章を授けるに当たり、以上八月二十一日、

官庁発表

官庁事項

労働安全衛生法第28条第３項の規定に基づく健康障害を防止するための指針に関する公示

健康障害を防止するための指針公示第24号

労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第28条第３項の規定に基づき、化学物質による労働者の健康障害を防止するための指針の一部を改正する指針について次のとおり公表する。

平成25年10月１日

厚生労働大臣　田村　憲久

１　名称　労働安全衛生法第28条第３項の規定に基づき厚生労働大臣が定める化学物質による健康障害を防止するための指針の一部を改正する指針

２　趣旨　この指針は、労働安全衛生法第28条第３項の規定により、Ｎ，Ｎ―ジメチルアセトアミドによる労働者の健康障害の防止に資するため、２―アミノ―４―クロロフェノール等28の化学物質を製造し、又は取り扱う事業者が、その製造、取扱い等に際し講ずべき措置について定めた労働安全衛生法第28条第３項の規定に基づき厚生労働大臣が定める化学物質による健康障害を防止するための指針（健康障害を防止するための指針公示第23号）の対象物質に当該化学物質を追加するほか、所要の改正を行うものである。

３　適用日　公示の日

４　内容の閲覧　内容は、厚生労働省ホームページ（http://www.mhlw.go.jp）において閲覧に供する。また、厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課及び都道府県労働局労働基準部健康安全課（北海道労働局、東京労働局、神奈川労働局、愛知労働局、大阪労働局、兵庫労働局及び福岡労働局にあっては、健康課）において閲覧に供する。

瑞宝双光章を授けるに当たり、武田憲一郎、瑞宝単光章を授けるに当たり、以上八月二十八日、和田一雄、北風久一、瑞宝双光章を授けるに当たり、九月一日、

労働

最低賃金の改正決定に関する公示

宮城労働局最低賃金公示第１号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づき、宮城県最低賃金（昭和55年宮城労働基準局最低賃金公示第１号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第14条第１項の規定により公示する。

平成25年10月１日

宮城労働局長　井上　　真

第４号中「１時間685円」を「１時間696円」に改める。

大阪労働局最低賃金公示第３号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、大阪府塗料製造業最低賃金（平成20年大阪労働局最低賃金公示第２号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成25年10月１日

大阪労働局長　中沖　　剛

第４号中「１時間861円」を「１時間870円」に改める。

愛媛労働局最低賃金公示第１号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づき、愛媛県最低賃金（昭和55年愛媛労働基準局最低賃金公示第５号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第14条第１項の規定により公示する。

平成25年10月１日

愛媛労働局長　田中　敏章

第４号中「１時間654円」を「１時間666円」に改める。

資　　料

―閣議決定等事項―

（内閣官房）

九月二十七日（金）

○一般案件（抜粋）

一、障害者基本計画について（決定）（内閣府）

一、「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定」第二条に基づく施設及び区域の追加に関する提供について（決定）（防衛省）

公　　告

諸事項

観光施設財団

香川県丸亀市綾歌町栗熊西40番地１**株式会社香川県観光開発**の観光施設財団に香川県丸亀市綾歌町栗熊西40番地１レオマワールドの機械器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

平成25年10月１日　　高松法務局丸亀支局

司法書士懲戒処分公告

下記の者については、司法書士法（昭和25年法律第197号）第47条第１号の規定に基づき、戒告の処分を行ったので、同法第51条の規定に基づき、公告する。

平成25年10月１日

大阪法務局長　河合　裕行

記

氏名　原　　靖治

所属する司法書士会　大阪司法書士会

登録番号　大阪第2238号

事務所の所在地　大阪府河内長野市本町28番３号

違反行為　登記申請意思確認義務違反及び本人確認義務違反

建設業の許可の取消処分の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第12条の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、同法第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成25年10月１日

中国地方整備局長　栗田　　悟

１　処分をした年月日　平成25年９月５日

２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　クロリンエンジニアズ株式会社　片山　眞二　岡山県玉野市東高崎24―６　国土交通大臣許可（特―25）第24962号

３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（管工事業に関する特定建設業の許可）